

随意契約理由書

件名	「海岸線 防水扉・防潮扉メンテナンス点検」
契約の相手方	株式会社 大日産業
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>当該設備は、洪水・高潮・津波等の災害による被害を最小限にするためのものであり、本業務により防水扉・防潮扉の性能維持を図る。既設の防水扉、防潮扉は上記業者が独自に設計・製作したものであり、メンテナンス点検の際には設計・製作者しか知り得ない専門知識、専門技術、専用道具を必要とし、他社では当該業務を履行することができないため。</p>
担当部署	交通局 高速鉄道部 駅務統括所 お客様サービス係 (TEL 078 791-6043)